維持管理情報

横瀬工場2号キルン　　1／2

施設の操業状況に関する情報		2024年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中の燃焼ガス温度	(1) 測定位置	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②	②
(廃掃法施行規則第4条の5の2及び	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
第12条の7の2 ト)	(3) 測定結果(℃)	840	850	840	840	840	850	850	850	850	850	860	860
集塵器に流入する燃焼ガス温度	(1) 測定位置	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤
(廃掃法施行規則第4条の5の2及び	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
第12条の7の2 リ)	(3) 測定結果(℃)	102	91	103	111	108	104	104	99	94	95	97	97
煙突から排出されるCO濃度	(1) 測定位置	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④	④
(廃掃法施行規則第4条の5の2及び	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
第12条の7の2 ヲ)	(3) 測定結果(%)	0.02	0.04	0.06	0.10	0.07	0.04	0.06	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05
焼成炉中の温度	(1) 測定位置	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
(廃掃法施行規則第4条の5の2及び	(2) 測定結果を得た年月日	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定
第12条の7の2 ツ)	(3) 測定結果(℃)	1200	1140	1200	1100	1220	1120	1210	1150	1240	1220	1210	1260
排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日 (廃掃法施行規則第4条の5の2及び第12条の7の2 ヌ)		連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し	連続払出し
ダイオキシン類濃度	(1) 排ガスの採取位置		⑥		⑥	⑥		⑥		⑥		⑥	
(廃掃法施行規則第4条の5の2及び	(2) 排ガスの採取年月日		5月28日		7月10日	8月1日		10月2日		12月3日		2月11日	
第12条の7の2 ル)	(3) 測定結果を得た年月日		6月14日		7月29日	9月4日		11月5日		1月6日		3月14日	
廃掃法規定 0.1ng-TEQ/m^3N以下	(4) 測定結果(ng-TEQ/m^3N)		0.068		0.013	0.025		0.025		0.0079		0.0031	
ばい煙 硫黄酸化物	(1) 排ガスの採取位置	⑥		⑥		⑥		⑥		⑥		⑥	
	(2) 排ガスの採取年月日	4月2日		6月7日		8月1日		10月2日		12月3日		2月11日	
(廃掃法施行規則	(3) 測定結果を得た年月日	4月15日		7月9日		9月4日		11月5日		1月6日		3月14日	
第4条の5の2及び	(4) 測定結果(ppm)	0.6未満		0.6未満		0.6未満		0.6未満		0.6未満		0.5未満	
第12条の7の2 カ) ばいじん	(1) 排ガスの採取位置	⑥		⑥		⑥		⑥		⑥		⑥	
	(2) 排ガスの採取年月日	4月2日		6月7日		8月1日		10月2日		12月3日		2月11日	
大防法規定	(3) 測定結果を得た年月日	4月15日		7月9日		9月4日		11月5日		1月6日		3月14日	
100mg/m^3N以下	(4) 測定結果(mg/m^3N)	3.0未満		3.0未満		4.0		4.0		3.0未満		3.0未満	
塩化水素	(1) 排ガスの採取位置	⑥		⑥		⑥		⑥		⑥		⑥	
	(2) 排ガスの採取年月日	4月2日		6月7日		8月1日		10月2日		12月3日		2月11日	
廃掃法規定	(3) 測定結果を得た年月日	4月15日		7月9日		9月4日		11月5日		1月6日		3月14日	
700mg/m^3N以下	(4) 測定結果(mg/m^3N)	1.7未満		1.7未満		2.1未満		2.0未満		1.9未満		1.6未満	
窒素酸化物	(1) 排ガスの採取位置	⑥		⑥		⑥		⑥		⑥		⑥	
	(2) 排ガスの採取年月日	4月2日		6月7日		8月1日		10月2日		12月3日		2月11日	
大防法規定	(3) 測定結果を得た年月日	4月15日		7月9日		9月4日		11月5日		1月6日		3月14日	
480ppm以下	(4) 測定結果(ppm)	140		92		100		82		110		12未満	

補足（セメントの製造工程の例と測定位置に関する説明）

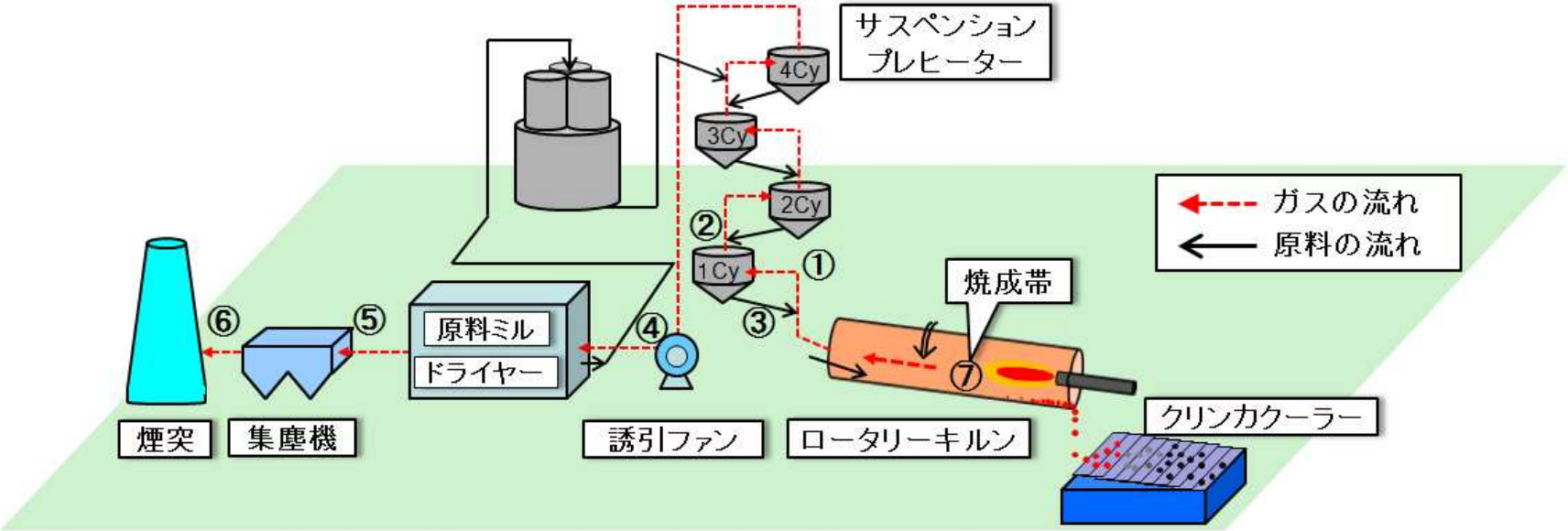

図　セメント製造工程の概略図

1）　燃焼室（ロータリーキルン）中の燃焼ガス温度は①，②または③の温度のうちの一つとしている。
2）　集塵機に流入するガス温度は⑤の温度を云う。
3）　一酸化炭素（CO）濃度は，④または⑤または⑥のCO濃度のうちの一つとしている※1。なお，④または⑤のCO濃度は煙突出口のCO濃度とほぼ同程度と推定される。
4）　焼成炉中の温度は⑦の温度を云う※2。
5）　ばい煙やダイオキシン類を測定している場所は⑥である。

※1　セメント製造の用に供する焼成炉は，煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素（CO）の濃度を用いることが適当でない特定の種類の焼却施設として環境大臣により定められている（環廃対441・環廃産460）。
この代わりに，3カ月に1回以上の排ガス中のダイオキシン類濃度の測定・記録が義務付けられている（廃掃法施行規則第4条の5第1項第2号ル）。

※2　炉内にはクリンカ粒が多量に浮遊していることから，温度の実測が困難であり，実温度よりも100～200℃低い値となる場合がある。
しかし，製品の性状に問題は無く，また，焼成炉中の温度1000℃以上を確実に立証している。